

## ～ えるぼし認定について ～

## 1 認定の概要

「えるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、届出を行った事業主のうち、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースの5つの評価項目（基準）について満たした項目数に応じて認定されます。取得できる認定段階は、3段階あります。

評価項目	基準値
採用	次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。 (i) 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。 (ii) ①と②の両方を満たすこと。 ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
継続就業	(i) ①と②いずれかに該当すること。 ① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること等。 ② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。（i）を算出不可の場合(ii)も可 (ii) 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。
労働時間等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
管理職比率	次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること。 (i) 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 (ii) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。
多様なキャリアコース	直近の3事業年度のうち、「女性の非正社員から正社員への転換」や「おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用」等の実績があること。

## 2 認定段階

満たした項目数に応じて、3段階あります。

- ・項目数が1～2：1段階目（1つ星）
- ・項目数が3～4：2段階目（2つ星）
- ・項目数が5：3段階目（3つ星）



## 3 認定を受けるメリット

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付すことができ、女性の活躍を推進している事業主であることをPRできます。優秀な人材の確保（学生の企業選びの基準）や企業イメージの向上などにつながることを期待できます。

## 4 プラチナえるぼし認定（令和2年6月1日以降認定開始）

えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



## 5 えるぼしを詳しく知りたい方へ

★厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

中小企業のための女性活躍『行動計画』策定プログラム

⇒ 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定の支援が受けられます。

★女性活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>